

## 届出行為一覧表

行為の種類	左の行為のうち届出の対象となる規模
建築物の新築、増・改築、移転、撤去、 外観の変更（外壁の改修、塗装行為等を含む）	高さ13m若しくは4階建て又は建築面積1,000㎡ を超えるもの
垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁等	高さ5mを超えるもの
工 作 物 の 新 築 、 増 ・ 改 築 、 移 転 、 撤 去 、 外 観 の 変 更 （ 外 壁 の 改 修 、 塗 装 行 為 等 を 含 む ）  煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 電波塔、記念塔、物見塔等 高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、 ウォーターシュート、コースター等 太陽光発電施設（同一敷地若しくは一団の土地又は海上 に設置するものであって、建設物の屋根、屋外等に設置す るものを除く。）等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、 クラッシャープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は 処理する施設 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等	高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの （注1、2）  注1：工作物が建築物と一体となって設置される 場合は、工作物の高さが5mを超え、かつ、地盤 面から工作物の上端までの高さが13mを超える もの  注2：太陽光発電施設にあっては、設置面積の 合計が1000㎡を越えるもの
自動車車庫の用に供する立体的施設	高さ13m又は築造面積500㎡を超えるもの （注3：注1に同じ）
橋梁（専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅専用のも のを除く。）	全て
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空 中線等（これらの支持物を含む）	高さ20mを超えるもの（支持物が建築物と一体と なって設置される場合は、支持物の高さが10mを 超え、かつ、支持物の上端までの高さが20mを超 えるもの）
広告板、広告塔、装飾塔等	高さ13m又は表示面積25㎡を超えるもの （注4：注1に同じ）
屋外における物品の集積・貯蔵	高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの
鉱物の掘採、土石等の採取	面積が10,000㎡（都市計画区域にあっては3,000 ㎡）を超えるもの、又は高さ及び長さがそれぞれ 5m及び10mを超える法面若しくは擁壁を生じ るもの
土地の区画形質の変更	

# 景観の届出は お済みですか？

計画したらまず事前相談を！



島根県

土木部都市計画課

■お問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話0852-22-6773

# 景観の届出を建築確認申請の前に行いましょう！

## ■手続きの流れ

